

鳥取県公安委員会告示第1号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により犯罪被害者等早期援助団体として次のとおり指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第2条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月15日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

- 1 名称
一般社団法人とっとり被害者支援センター
- 2 住所
鳥取市西町一丁目401 鳥取県庁西町分庁舎
- 3 代表者の氏名
理事長 落合 潮
- 4 法第23条第2項に規定する事業（以下「援助事業」という。）を行う事務所の名称
一般社団法人とっとり被害者支援センター
- 5 援助事業を行う事務所の所在地
鳥取市西町一丁目401 鳥取県庁西町分庁舎
- 6 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等
法第2条第4項に規定する犯罪被害等全般
- 7 指定を行った年月日
平成23年3月17日